

○小田原市地域防犯カメラ整備費補助金交付要綱

平成29年4月1日

小田原市地域防犯カメラ整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の安全・安心まちづくりの推進のために自治会が地域防犯カメラを整備する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定め、もって地域の犯罪抑止及び防犯に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において地域防犯カメラとは、地域の安全・安心まちづくりの推進を目的として、道路等の公共空間における人等の動作の撮影及び記録をするために、特定の場所に固定して設置する撮影機器及び記録装置等の周辺機器のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治会の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金の交付の対象者としない。

3 市長は、補助を受けようとするものの役員の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の個人情報を提供し、暴力団員に該当するか否かを確認するものとする。

4 市長は、交付の決定を受けた者が暴力団員に該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者がその区域内に設置する地域防犯カメラ（リース契約の場合にあつては、賃貸借期間満了時に地域防犯カメラの所有権が自治会に帰属するものに限る。）に係る費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 地域防犯カメラの機器の購入費用及び設置工事費用又はリース費用

(2) 地域防犯カメラの設置を示す看板等の設置費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は整備する防犯カメラの台数に300,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に関し市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助金の交付が決定した場合にあっては、当該補助金に係る予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

3 前2項の規定による補助の額は、補助を受けようとする地域防犯カメラの整備場所ごとに算出するものとする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は、地域防犯カメラ整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 自治会規約

(2) 自治会役員名簿（様式第2号）

(3) 地域防犯カメラ整備費補助金事業計画書（様式第3号）

(4) 地域防犯カメラ整備費補助金収支予算書（様式第4号）

(5) 地域防犯カメラ管理責任者（選任・変更）届出書（様式第5号）

(6) 地域防犯カメラの仕様を明らかにする書類

(7) 地域防犯カメラ整備場所及び撮影範囲を明記した図面（地図等）

(8) 工事見積書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項の規定による申請の期日は、市長が別に定める。

(決定通知書)

第7条 規則第7条の規定による決定通知書の様式は、地域防犯カメラ整備費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

(交付条件)

第8条 規則第6条第1項第4号の規定により市長が必要と認める条件は、次のとおり

とする。

- (1) 市長が、別に定める小田原市地域防犯カメラの整備及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）に沿った適切な管理及び運用を行うこと。
- (2) 整備した地域防犯カメラを有線又は無線によりインターネットにつなげ、ネットワークを通じて撮影した画像等を確認できる状態にするときは、パスワードを適時更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新する等適切なセキュリティ対策を講ずること。
- (3) 整備した地域防犯カメラにより撮影された情報等が、何らかの事情により漏えいしたときは、それにより発生し得る全ての事項に対し責任を負うこと。
- (4) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。
- (5) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像等の提供を求められたときは、ガイドラインに沿って適切に対応すること。

（申請の取下げのできる期間）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、補助の交付決定の通知を受領した日から 10 日を経過する日までとする。

（管理責任者の変更の届出）

第 10 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、地域防犯カメラ管理責任者を変更したときは、地域防犯カメラ管理責任者（選任・変更）届出書を提出するものとする。

（変更等の承認）

第 11 条 補助事業者は、地域防犯カメラ整備費補助金事業計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに地域防犯カメラ整備費補助金交付決定変更申請書（様式第 7 号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合にあっては、補助事業者に対し地域防犯カメラ整備費補助金交付決定変更決定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（交付決定取消通知等）

第 12 条 規則第 9 条又は第 16 条の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消に係る通知は、小田原市地域防犯カメラ整備費補助金取消通知書（様式第 9 号）とする。

（実績報告）

第 13 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書は、地域防犯カメラ整備費補助金実績報告書（様式第 10 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 地域防犯カメラ整備費補助金収支決算書（様式第 11 号）
- (2) 補助対象の経費であることが明記された領収書の写し
- (3) 地域防犯カメラ整備場所の確定図面
- (4) しゅん工写真
- (5) 自治会における地域防犯カメラの設置及び運用に係る要領
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第 13 条第 2 項に規定する市長が別に定める期日は、補助事業の実施期間が属する年度の 1 月末日とする。

（交付の時期）

第 14 条 市長は、前条の規定により地域防犯カメラ整備費補助金実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 市長は補助金の額を確定したときは、補助事業者に地域防犯カメラ補助金確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年を経過した場合は、この限りでない。

（書類の整備等）

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整

備し、補助事業の完了の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者の役員が暴力団員に該当したとき。

(3) 規則又はこの要綱に違反したとき。

(実施細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 1 号（第 6 条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

（申請者）

自治会名

住 所

代表者氏名

電 話 番 号

標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的及び内容

地域防犯カメラ整備費補助金事業計画書のとおり

2 事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 交付申請額

金 円

4 交付申請額の算出方法

地域防犯カメラ整備費補助金収支予算書のとおり

5 添付書類

（1）自治会規約

（2）地域防犯カメラの仕様を明らかにする書類

（3）地域防犯カメラ整備場所及び撮影範囲を明記した図面（地図等）

（4）工事見積書

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

自治会役員名簿

年 月 日現在

自治会名				
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所

備考 この名簿に記載されている者は、暴力団員でないことを確認するため、この名簿
に記載された情報を神奈川県警察本部長に提供することについて同意しています。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金事業計画書

年 月 日

小田原市長 様

自治会名

住 所

代表者氏名

電話番号

整備場所	
整備台数	
撮影範囲	
予定工期	(着工) 平成 年 月 日 (完成) 平成 年 月 日
予定事業費	
設置の理由	
添付書類	☐ 工事見積書 ☐ 仕様書 (関連機器の構成を明らかにするもの) ☐ 整備場所及び撮影範囲を明記した図面 ☐ その他 ()

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金収支予算書

<収入予算>

科目	金額	備考
合計（A）		

<支出予算>

科目	金額	備考
合計（B）		

<収支予算>

科目	金額	備考
（A）－（B）		

様式第5号（第6条、第10条関係）

様式第5号（第6条、第10条関係）

地域防犯カメラ管理責任者（選任・変更）届出書

年 月 日

小田原市長 様

自治会名

住 所

代表者氏名

電話番号

次のとおり地域防犯カメラ管理責任者を選任・変更したので、届け出ます。

1 地域防犯カメラ管理責任者

氏 名

住 所

電話番号

2 選任・変更年月日

年 月 日

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

番 号

地域防犯カメラ整備費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

小田原市長

年 月 日付けで申請のありました標記補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1)市長が、別に定める小田原市地域防犯カメラの整備及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）に沿った適切な管理及び運用を行うこと。
- (2)整備した地域防犯カメラを有線又は無線によりインターネットにつなげ、ネットワークを通じて撮影した画像等を確認できる状態にするときは、パスワードを適時更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新する等、適切なセキュリティ対策を講ずること。
- (3) 整備した地域防犯カメラにより撮影された情報等が、何らかの事情により漏えいしたときは、それにより発生し得る全ての事項に対し責任を負うこと。
- (4) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。
- (5) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像等の提供を求められたときは、ガイドラインに沿って適切に対応すること。

様式第7号その1（第11条関係）

様式第7号その1（第11条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金交付決定変更申請書

年 月 日

小田原市長 様

自治会名

住 所

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 号により交付決定通知があった標記補助金に係る補助事業の内容を次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

3 計画変更が事業に及ぼす影響

第7号その2（第11条関係）

第7号その2（第11条関係）

（事業内容の変更）

変更前	変更後

様式第 8 号（第11条関係）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金交付決定変更決定通知書

番 号

平成 年 月 日

様

小田原市長

年 月 日付け 号により通知した標記補助金の交付については、次のとおり交付決定の内容の変更を決定したので通知します。

1 変更内容

別添の変更内容のとおり

2 当初交付申請年月日

年 月 日

3 当初交付決定日

年 月 日

様式第 9 号（第12条関係）

様式第9号（第12条関係）

小田原市地域防犯カメラ整備費補助金取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長

年 月 日付け 号の通知による標記補助金の交付については、次の理由により取り消したので通知します。

理由

様式第10号（第13条関係）
様式第10号（第13条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

自治会名
住 所
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る補助事業を完了しましたので、次のとおり報告します。

1 事業実施結果

(1) 補助事業の実施内容

(2) 工期年月日

(着手)	年	月	日
(完了)	年	月	日

(3) 補助事業実施による効果・成果

(4) その他

2 収支決算

地域防犯カメラ整備費補助金収支決算書のとおり

3 添付資料

- (1) 補助対象の経費であることが明記された領収書の写し
- (2) 地域防犯カメラの整備場所の確定図面
- (3) しゅん工写真

様式第11号（第13条関係）

様式第11号（第13条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金収支決算書

<収入決算>

科目	金額	備考
合計（A）		

<支出決算>

科目	金額	備考
合計（B）		

<収支決算>

科目	金額	備考
（A）－（B）		

様式第12号（第14条関係）

様式第12号（第14条関係）

地域防犯カメラ整備費補助金確定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった地域防犯カメラ整備費補助金については、次の
とおり金額を確定したので通知します。

補助金確定金額

円

様式第13号（第15条関係）

様式第13号（第15条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

小田原市長 様

自治会名
住 所
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 号をもって交付決定通知があった地域防犯カメラ設置事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（いずれかを選択） | 有 ・ 無 | |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（いずれかを選択） | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 7 積算の内訳 | 別添のとおり | |